



# 鳥取県公報

平成 27 年 4 月 10 日 (金)  
第 8 6 8 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (252) (東部振興課) . . . . . 2 生活保護法による医療機関の指定及び廃止 (253・254) (福祉保健課) . . . . . 2 指定居宅サービス事業者の指定 (255) (東部福祉保健局) . . . . . 3 指定居宅介護支援事業者の指定 (256) (〃) . . . . . 3 指定介護老人福祉施設の指定 (257) (〃) . . . . . 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (258) (〃) . . . . . 4 指定居宅サービス事業者の廃止 (259) (〃) . . . . . 4 指定居宅介護支援事業者の廃止 (260) (〃) . . . . . 5 介護老人保健施設の開設の許可 (261) (〃) . . . . . 5 指定介護予防サービス事業者の廃止 (262) (〃) . . . . . 5 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (263) (技術企画課) . . . . . 6 土地改良区の役員の就退任 (264・265) (東部農林事務所) . . . . . 6
◇ 公 告	建築士免許の取消し (住まいまちづくり課) . . . . . 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第252号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 27 年 5 月 26 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年 4 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成 27 年 3 月 26 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人若年性認知症問題にとりくむ会・クローバー
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
浦上 克哉
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市西品治 672
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、認知症の本人から学び、認知症に関わる取り組みの推進をはかるための活動や、若年性認知症・初期認知症の本人支援を行い、認知症とともに生きる人が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の 3（中国残留邦人等支援法第14条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年 4 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
延寿の杜ホームクリニック	鳥取市幸町22	平成26年10月 1 日
かねだ眼科	米子市八幡718- 1	平成27年 1 月 6 日
打吹公園クリニック	倉吉市仲ノ町770	平成27年 1 月 1 日
すどう歯科医院	鳥取市気高町北浜二丁目25	平成26年10月10日
アクビー歯科クリニック	鳥取市徳尾131-28	平成26年12月19日
宮崎歯科医院	鳥取市吉成二丁目213-16	平成26年12月 1 日
医療法人社団古川歯科	米子市淀江町佐陀719-19	平成26年12月 1 日
スマイル薬局	倉吉市上井町一丁目 8 - 30	平成26年 6 月 1 日

パンダ薬局	倉吉市堺町三丁目 70	平成 27 年 2 月 1 日
いきいき訪問看護ステーション西福原	米子市西福原五丁目 6-39	平成 26 年 10 月 2 日
ひだまり訪問看護ステーション	米子市車尾南一丁目 12-41	平成 26 年 10 月 1 日

**鳥取県告示第254号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
古川歯科	米子市佐陀町 719-19	平成 26 年 11 月 30 日
くにとう眼科	米子市八幡 718-1	平成 26 年 12 月 31 日
櫻井内科醫院	鳥取市若桜町 36-4	平成 26 年 12 月 20 日
打吹公園クリニック	倉吉市仲ノ町 770	平成 26 年 12 月 31 日
宮崎歯科医院	鳥取市吉成二丁目 14-33	平成 26 年 11 月 30 日
篠原歯科医院	西伯郡伯耆町溝口 10-3	平成 26 年 12 月 31 日
医療法人岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目 237	平成 27 年 1 月 31 日

**鳥取県告示第255号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年4月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人健推会	健推庵こくふ	鳥取市国府町新通り二丁目 202	平成 27 年 3 月 23 日	短期入所生活介護
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	平成 27 年 4 月 1 日	訪問看護

**鳥取県告示第256号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 4 月 10 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	平成 27 年 4 月 1 日

**鳥取県告示第257号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第 93 条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 4 月 10 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人健推会	健推庵こくふ	鳥取市国府町新通り二丁目 202	平成 27 年 3 月 23 日

**鳥取県告示第258号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 4 月 10 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人健推会	健推庵こくふ	鳥取市国府町新通り二丁目 202	平成 27 年 3 月 23 日	介護予防短期入所生活介護
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	平成 27 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護

**鳥取県告示第259号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 4 月 10 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
岩美町	岩美町訪問看護ステーション	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	平成 27 年 2 月 12 日	平成 27 年 3 月 31 日	訪問看護
岩美町	岩美町訪問看護ステーション	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	平成 27 年 2 月 16 日	平成 27 年 3 月 31 日	訪問入浴介護

**鳥取県告示第260号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 10 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
岩美町	岩美町訪問看護ステーション	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	平成 27 年 2 月 16 日	平成 27 年 3 月 31 日

**鳥取県告示第261号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第 104 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 10 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
社会医療法人仁厚会	介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野ユニット型	鳥取市鹿野町今市 80	平成 27 年 4 月 1 日

**鳥取県告示第262号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 10 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	-------	---------

岩美町	岩美町訪問看護ステーション	鳥取県岩美郡 岩美町大字浦 富 1029-2	平成 27 年 2 月 12 日	平成 27 年 3 月 31 日	介護予防訪問看護
岩美町	岩美町訪問看護ステーション	鳥取県岩美郡 岩美町大字浦 富 1029-2	平成 27 年 2 月 16 日	平成 27 年 3 月 31 日	介護予防訪問入浴介護

**鳥取県告示第263号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画用途地域  
米子境港都市計画道路 3・4・3号安倍三柳線
- 2 縦覧場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

**鳥取県告示第264号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規程に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年4月10日

鳥取県東部農林事務所長 山 根 健 介

退任した役員の氏名及び住所  
理 事 清 水 為 一 郎 鳥取市賀露町南四丁目 16-32  
平成 27 年 3 月 31 日退任

就任した役員の氏名及び住所  
理 事 坂 口 一 正 鳥取市賀露町南六丁目 4-6  
平成27年4月1日就任 任期2年

**鳥取県告示第265号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規程に基づき、次のとおり五本松土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年4月10日

鳥取県東部農林事務所長 山 根 健 介

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 房 安 正 勝 鳥取市青谷町大字河原 377-7  
" 長谷川 二 郎 鳥取市青谷町大字河原 431  
" 飯 田 伊知郎 鳥取市鹿野町大字中園 183  
" 棚 田 景 己 鳥取市青谷町大字青谷 615  
" 房 安 俊 樹 鳥取市青谷町大字河原 389  
" 大 口 学 鳥取市青谷町大字奥崎 47  
監 事 中 原 和 則 鳥取市青谷町大字河原 282  
" 笹 尾 宏 鳥取市青谷町大字河原 872  
" 長谷川 寛 鳥取市青谷町大字河原 831

平成 27 年 3 月 22 日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 飯 田 伊知郎 鳥取市鹿野町大字中園 183  
" 大 口 学 鳥取市青谷町大字奥崎 47  
" 笹 尾 宏 鳥取市青谷町大字河原 872  
" 棚 田 景 己 鳥取市青谷町大字青谷 615  
" 房 安 俊 樹 鳥取市青谷町大字河原 389  
" 中 原 隆 鳥取市青谷町大字河原 332-11  
" 中 原 睦 夫 鳥取市気高町大字土居 98  
監 事 中 原 和 則 鳥取市青谷町大字河原 282  
" 長谷川 寛 鳥取市青谷町大字河原 831

平成27年 3 月 22 日就任 任期 3 年

---

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成27年 4 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 竹内 祐二
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第3345号
- 4 免許を取り消した年月日 平成27年 4 月 2 日
- 5 取消しの理由 死亡

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1

項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 4 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

積算線量計照射システム 一式

### (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成 28 年 3 月 18 日（金）

### (4) 納入場所

入札説明書による。

### (5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 108 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の理化学機器又は医療・理化学機器類の計測機器に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成 27 年 4 月 20 日（月）午後 5 時までに 4 の（1）の場所に提出すること。

### (3) 平成 27 年 4 月 10 日（金）から同年 5 月 29 日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 平成 27 年 4 月 10 日（金）から同年 5 月 29 日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (5) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）第 4 条第 2 項に規定する届出販売業者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続及び競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp



## (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県生活環境部水・大気環境課

電話 0857-26-7206

## (3) 入札説明書の交付方法

平成 27 年 4 月 10 日（金）から同年 5 月 13 日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

平成 27 年 4 月 10 日（金）から同年 5 月 13 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

平成 27 年 5 月 22 日（金）午前 11 時から同月 29 日（金）正午まで（午後 6 時から翌午前 8 時 30 分までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同年 5 月 28 日（木）午後 5 時までとする。

## イ 開札日時

平成 27 年 5 月 29 日（金）午後 1 時

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に、平成 27 年 5 月 13 日（水）午後 5 時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に 100 分の 108 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113

条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Irradiation equipment system for calibration of integrating dosimeter, 1 set

(2) May 13, 2015 5:00PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 29, 2015 Noon: Time-limit for submission of tenders

May 28, 2015 5:00PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Goods contract division of accounting general affairs bureau Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi

680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7431